

次代を担う子どものために

① 放課後事業の推進(戸田市放課後子どもアクションプラン)

次代を担うすべての児童にとって、安全・安心で、充実した放課後を実現するため、本市の放課後事業に関する基本計画となる「戸田市放課後子どもアクションプラン」を策定し、放課後事業を推進します。

～安全・安心な放課後を実現するための三つの柱(基本方針)～

- 1 すべての児童が安全・安心に活動できる居場所の確保**
地域社会や生活環境の中に、安全・安心に過ごせる放課後の居場所が存在するよう、施設や仕組みを整備します。
- 2 すべての児童が自主性や社会性、創造性を育める機会の提供**
同年齢・異年齢の児童との交流等を通じ、各々の過ごし方で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活、様々な体験活動などができる機会を提供します。
- 3 児童との適切な関わりや支援等ができる人材の確保**
児童の自主性を尊重しつつも、児童の活動を見守り、適切に関わり支援できる、時に様々な経験や活動を伝えられるノウハウや知識を持った人材を確保するとともに、併せて人材の育成にも取り組みます。

② 子ども・若者(児童・青少年)育成支援の推進

次代の社会の担い手である子ども・若者の健やかな育成を総合的に支援するために制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策を推進していくとともに、関係機関との連携や情報提供に努めます。

第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画【概要版】



発行日 ● 令和2年3月
発行者 ● 戸田市子ども青少年部 とも家庭課
住 所 ● 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
電 話 ● 048-441-1800
F A X ● 048-432-8510

第二期

戸田市子ども・子育て支援事業計画



子どもが輝くまち とだ
～子どもとおとなでつくる確かな次代～

令和2年3月

戸田市

計画の概要

計画策定の背景及び趣旨

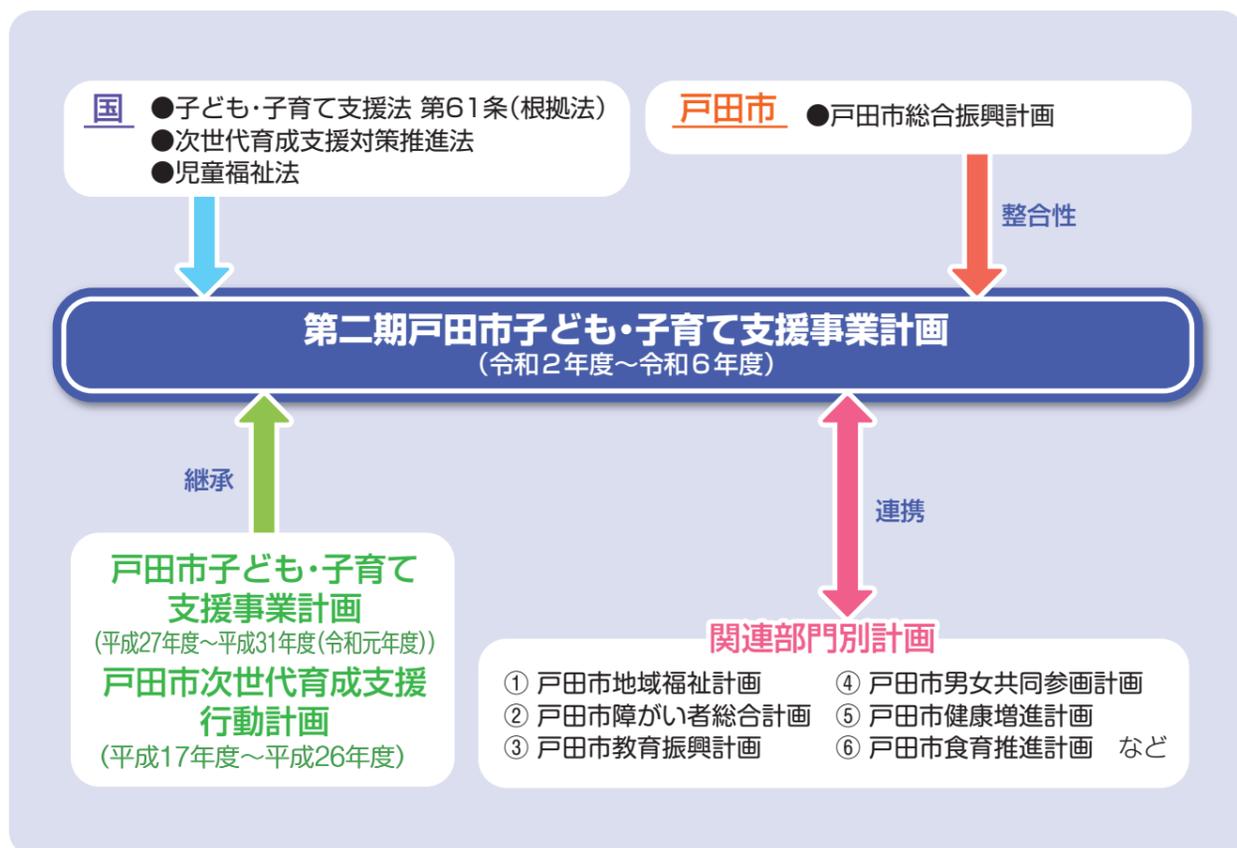
わが国では、さまざまな要因から進行する少子化、地域コミュニティの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家族や地域を取り巻く環境が著しく変化しており、社会全体で子どもの育ちを支え合っていくことが望まれています。

このため、平成27年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が全国において本格的にスタートし、「量」と「質」の両面から社会全体で子ども・子育てを支えるとともに、平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が令和6年度末まで延長され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を形成するためのさまざまな取り組みの更なる推進・強化が図られています。さらに、令和元年成立の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

本市においては、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備するために、これまでの「戸田市子ども・子育て支援事業計画」及び「戸田市次世代育成支援行動計画」を継承し、「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

位置づけと計画期間

本計画の期間は、法律に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間です。



計画の基本理念



子どもが輝くまち とだ
～子どもとおとなでつくる確かな次代～



本計画は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期を定め、市民のニーズに応じていくための施策を推進するものとし、さらにこれまで取り組みを進めてきた「戸田市子ども・子育て支援事業計画」及び「戸田市次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を継承し、総合的な子ども・子育て支援を推進する計画とします。

主要課題

1 子育て支援の充実

心理的、経済的な問題により、子どもを産み育てることへの不安を抱えている状況を解消し、本市で子育てをするすべての家庭が、安心して楽しく子育てができることを実感できる環境を整備します。

各部局において実施している子育て支援関連施策における連携体制、児童虐待の防止へ向けた相談支援体制及び専門性の強化が今後の課題となっています。

2 乳幼児期の教育・保育の充実

市民の多様な教育・保育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保しつつ、保育所保育指針の改定趣旨を踏まえた多面的な保育を推進し、量から質への転換を図ります。

また、幼保小の連携を強化し、幼児教育の充実を図ります。

乳幼児期から小学校までの切れ目のない支援を、関係機関と地域が連携して実施する体制の構築が課題となっています。

3 児童・青少年の育成環境の充実

児童・青少年が健全に成長できる環境を確保するために、家庭・地域・学校・行政が一体となり、安全・安心に過ごせる居場所や活動環境の充実を図ります。

放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、活動環境の充実を図るためには、家庭・地域・学校・行政が各役割のもとに相互に連携していく必要があります。施設整備やボランティアスタッフ・職員等の人材確保、体験学習・異年齢交流の場の確保・提供、地域で活動する人材への支援が課題となっています。



子ども・子育て支援事業の充実

幼児期の教育・保育施設の整備

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

単位:人

計画年度	利用者区分	①量の見込み	②確保提供量				②計	②-①	
			特定教育・保育施設*	確認を受けない幼稚園	地域型保育事業	認可外保育施設			
令和2年度	1号認定	2,492	10	2,910			2,920	428	
	2号認定	学校教育を希望							
		上記以外	1,829	2,113			1	2,114	285
	3号認定	0歳児	330	310		49	5	364	34
		1・2歳児	1,386	1,195		182	9	1,386	0
	計	6,037	3,628	2,910	231	15	6,784	747	
令和6年度	1号認定	2,394	10	2,910			2,920	526	
	2号認定	学校教育を希望							
		上記以外	1,757	2,113			1	2,114	357
	3号認定	0歳児	314	310		49	5	364	50
		1・2歳児	1,391	1,200		182	9	1,391	0
	計	5,856	3,633	2,910	231	15	6,789	933	

*特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業		項目	令和2年度	令和6年度	単位
利用者支援事業	確保提供量	基本型・特定型	2	2	か所
		母子保健型	1	1	
子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場、わんぱくタイム	確保提供量	量の見込み	108,584	95,492	延べ利用人数/年
		確保提供量	108,584	95,492	
妊婦健康診査事業	確保提供量	量の見込み	1,589	1,510	人
		確保提供量	1,589	1,510	
こんにちは赤ちゃん訪問事業	確保提供量	量の見込み	1,589	1,510	人
		確保提供量	1,589	1,510	
養育支援訪問事業	確保提供量	量の見込み	2	2	人
		確保提供量	2	2	
ショートステイ事業	確保提供量	量の見込み	75	75	延べ利用人数/年
		確保提供量	252	252	
トワイライトステイ事業	確保提供量	量の見込み	359	359	延べ利用人数/年
		確保提供量	2,400	2,400	
ファミリー・サポート・センター事業	確保提供量	量の見込み	2,878	3,581	延べ利用人数/年
		確保提供量	2,878	3,581	
一時預かり事業(幼稚園型)	確保提供量	量の見込み	29,156	28,010	延べ利用人数/年
		確保提供量	29,156	28,010	
一時預かり事業(幼稚園型を除く)	一時保育事業	量の見込み	13,395	13,082	延べ利用人数/年
		確保提供量	30,156	30,156	
	戸田公園駅前子育て広場一時預かり	確保提供量	1,440	1,440	延べ利用人数/年
延長保育事業	確保提供量	量の見込み	922	900	延べ利用人数/年
		確保提供量	3,793	3,793	
病児・病後児保育事業	確保提供量	量の見込み	475	469	延べ利用人数/年
		確保提供量	2,880	2,880	
放課後児童健全育成事業	確保提供量	量の見込み	1,939	1,911	人
		確保提供量	2,067	2,199	

子ども・子育て支援関連施策の推進

① 就学前における教育・保育事業の充実

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園の普及のため、国では、認可・認定手続きの簡素化など、新たな設置や移行がしやすい制度としています。本市においても、多様化する利用者ニーズや幼稚園、保育所等の事業者の意向、施設・設備要件の状況などを総合的に勘案しつつ、認定こども園の普及に関して検討します。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

子どもの健やかな育ちを保障するため、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠ことから、合同研修の開催などによる職員の資質向上や連携体制の構築を図りながら、人材の確保や育成に向けた支援の充実に取り組みます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行うため、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期の教育・保育の一体的提供や、地域の子ども・子育て支援事業の質・量にわたる充実に取り組みます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

地域型保育事業を利用した子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業の情報共有と連携支援を図ります。

(5) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校が共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、共通点について理解を深め共有することが重要なことから、児童の交流や意見交換、情報交換などの連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(6) 外国につながる幼児への支援・配慮について

外国人の在住状況や出身地域等を十分踏まえ、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を安心して利用できるよう、事業の利用に関する支援の在り方を検討します。

② 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の充実

(1) 子育てに関する情報提供の充実

必要な人に、必要な情報が提供できるよう、多様な媒体・機会を活用して、子ども・子育てに関する情報を提供します。

(2) 子育て相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう、専門的なものから気軽に利用できる身近な相談窓口まで、多様で利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(3) 多様なニーズに対応した保育の拡充

保育需要が高い0歳児、1歳児など低年齢児の受入枠の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの提供に努めます。

(4) 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう、子どもの視点に配慮した保育の質の向上を図ります。

(5) 市民・民間企業等との連携

民間法人などの保育事業への参入を促進するとともに、家庭保育室などの認可外保育施設に対して、良好な保育環境の整備に向けて指導・監督及び支援を推進します。また、地域での子育て支援であるファミリー・サポート・センターや子育て支援員の活動の充実を図ります。

③ 母子保健の推進

(1) 妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康管理を支援するために、妊婦全員に面接を実施し、健康についての相談、知識の普及や情報の提供に努めます。また、妊娠を望む女性や家族が、不妊の不安を解消し、治療費助成などの制度を活用できるよう支援します。

(2) 乳幼児の支援

① 疾病予防

各年齢の健康面や発育発達の状況の確認、養育面での問題を早期に発見し、早期の治療や支援につなげていくため、健康診査や未受診児対応を実施します。また、適切な時期に予防接種を受け、疾病の予防ができるよう情報提供を行います。

② 乳幼児健康相談・支援の充実

親が子育てに関する情報を積極的に入手でき、子育てに悩んだとき相談できるよう、気軽な相談から専門的な相談まで、多様な相談場所の整備に努めます。

③ 「食育」の推進

心身の健康の基礎として、乳幼児期から安定した生活リズムの中で適切な食事のとりかたや望ましい食習慣を定着させ、食を通じた豊かな人間性を育むための取り組みを進めます。

④ 事故等の防止対策の充実

子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群(SIDS)・乳幼児揺さぶられ症候群の予防に努めます。

④ 子育てと仕事の両立に向けた支援

(1) 保護者に対する両立支援制度の適切な周知

新制度における利用者支援事業において、家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、利用手続きなどの支援を行います。また、父親の育児参加を積極的に促進するため、パパママ教室などの開催を通じて、父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

(2) 男女共同参画の意識づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が互いの人権を尊重しあいながら自分らしく生きることの大切さとともに、子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

(3) 相談事業の充実

女性の自立やドメスティック・バイオレンス(DV)など、男女共同参画に関わる様々な悩みや問題の解決に必要な相談・支援を実施します。

(4) 子育て後の就業支援

出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行います。



特に配慮が必要な子どもと家庭のために

① ひとり親家庭等の自立支援の推進

(1) 子育て・生活の支援

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ① 母子・父子自立支援員による相談支援の充実 | ② 専門的な相談支援の情報提供及び連携 |
| ③ ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ④ 母子生活支援施設への入所支援 |
| ⑤ 住居に関する支援 | ⑥ 情報提供の充実 |

(2) 学びの支援

- | | | |
|--------------|----------------|----------------------------|
| ① 子どもの学習支援事業 | ② 子どもの第三の居場所事業 | ③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 |
|--------------|----------------|----------------------------|

(3) 就業支援

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ① 母子・父子自立支援員による就業支援の充実 | ② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進 |
| ③ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 | ④ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 |

(4) 経済的支援

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① 児童扶養手当支給事業 | ② ひとり親家庭等医療費支給事業 |
| ③ 遺児手当支給事業 | ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付の利用促進 |

② 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待の予防

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援が必要な家庭の早期把握による支援の実施や地域子育て支援拠点、子育て講座等の実施により、子育て不安や負担感の軽減を図ります。

(2) 児童虐待の発見・相談体制の整備

要保護児童対策地域協議会を通じて、虐待リスクの早期発見の徹底を図るとともに、子育て関連施設や市民への周知及び協力要請などにより、発見体制の充実を図ります。

また、専門の職員の配置や研修の実施などにより相談体制を強化するとともに、必要な場合は遅滞なく児童相談所の権限及び専門的な知識や技術を求めるなど、連携の強化を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携や母子生活支援施設の充実など、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援へ活用していき、地域、関係機関の理解と協力のもと、里親制度の普及・啓発による里親の支援や児童養護施設等への支援など、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備します。

③ 障がい児施策の充実

(1) 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。また、乳幼児期からの適切な予防接種の実施により、感染症の発症・蔓延を防止し、重症化予防に努めます。そして、乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見、早期治療・療育へつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢や障がい等に応じた専門的なサービスの提供

障がい児支援の利用計画等を作成・活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。また、障がい児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などの障がい福祉サービスを提供します。

(3) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。また、児童発達支援センター等と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。さらに、発達障がいへの理解促進を図りながら、総合的な生活支援等を行います。